

選挙ポスター掲示場設置数の見直しについて

1 選挙ポスター掲示場の現状と今後の方向性について

ポスター掲示場は、公職選挙法の規定により設置の基準数（投票区ごとの有権者数と面積に応じ規定）が定められており、本市では「606か所」が基準数となります。

現在、本市では県選挙管理委員会と協議のうえで、基準数から100か所程度減らし、「502か所」に設置していますが、近年、スマートフォンの普及やデジタル化の進展により、SNSなどを使った選挙活動も可能となり、ポスター掲示場以外の手段で立候補者の情報が入手できるなど、選挙運動や啓発のあり方も変化してきているため、各掲示場の設置効果について、改めて検討してきました。

この検討において下記のとおり、掲示場の「見直し指標」を定め、該当する見直し候補地について各地区（自治協会・コミュニティセンター等）との協議を重ねてまいりましたが、この度了承を得たことから、周知面での対策を図りながら、最終的には市選挙管理委員会の議決を経て令和7年4月執行の市長・市議選挙から見直しを実施します。

2 ポスター掲示場の見直し指標について

以下の要素を掲示場の見直し指標とし、設置場所の状況に照らし、各要素に当てはまる掲示場を見直し候補地としました。

【見直し要素】

- 有効性（交通量、通行人がポスターを見る頻度） 〔設置効果（達成度、貢献度）〕
 - ・ 設置場所が投票区の主な幹線道路沿いであるか。
 - ・ 設置場所が細い道沿いで、選挙人の目に触れることが少ない場所ではないか。
- 安全性・視認性（設置場所の安全性、交通阻害） 〔設置不適切〕
 - ・ 掲示場が車両等の通行の支障になっている。
 - ・ 設置場所自体に、強風への耐久性や軟弱地盤などの問題がある。
- 効率性・経済性（近隣での複数の掲示場設置） 〔設置バランス〕
 - ・ 設置する掲示場の近くに他の掲示場の設置がないか。
- その他見直し理由 〔設置要因（設置阻害要素）〕
 - ・ 地元から設置及び、撤去作業への苦情が多い。 ※市民ニーズ（必要性）
 - ・ 民地に設置している。 ※安定性・恒常性
 - ・ 設置の度、枝の伐採や草刈りをしないと設置できない。 ※維持管理上の課題

3 ポスター掲示場の設置数について（案）

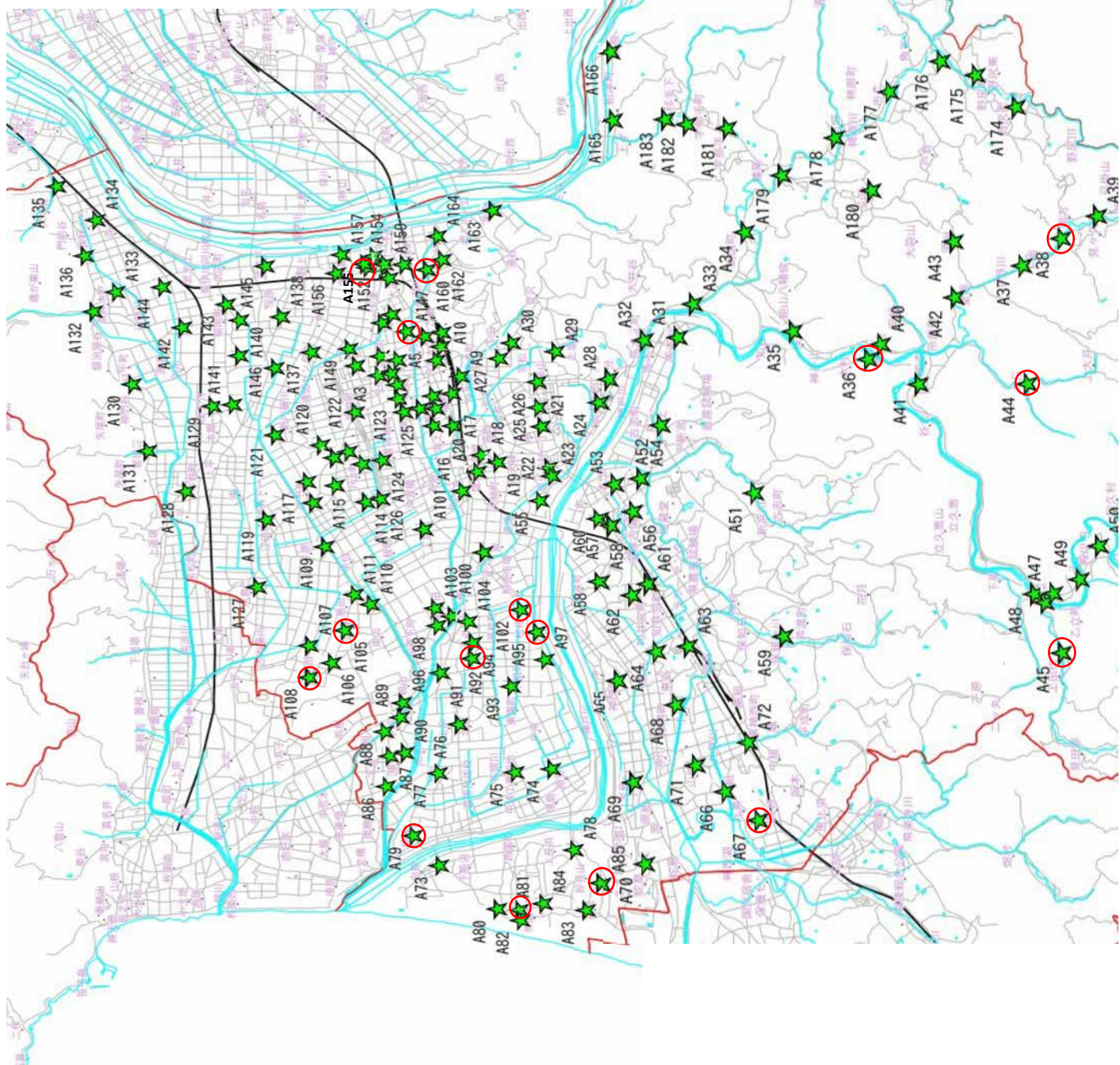
地 域	投票区	R6. 12. 1 現在 選挙人	政令 基準数	【現行】 設置数	【減少後】 設置数	減少数	減少率
出 雲	3 2	76, 512	2 4 1	1 8 3	1 6 4	△ 1 9	1 0 %
平 田	1 6	19, 682	1 2 4	1 1 0	9 3	△ 1 7	1 5 %
佐 田	8	2, 473	6 4	5 2	3 5	△ 1 7	3 3 %
多 伎	4	2, 710	3 1	2 4	1 6	△ 8	3 3 %
湖 陵	3	4, 152	2 5	2 4	2 0	△ 4	1 7 %
大 社	7	11, 600	5 3	4 5	2 8	△ 1 7	3 8 %
斐 川	8	23, 334	6 8	6 4	4 6	△ 1 8	2 8 %
合 計	7 8	140, 463	6 0 6	5 0 2	4 0 2	△ 1 0 0	2 0 %

ポスター一掲示場 見直し位置図 (出雲地域)

【現行】 【減少後】 【減少数】

183 164 △19

※○が見直し候補地

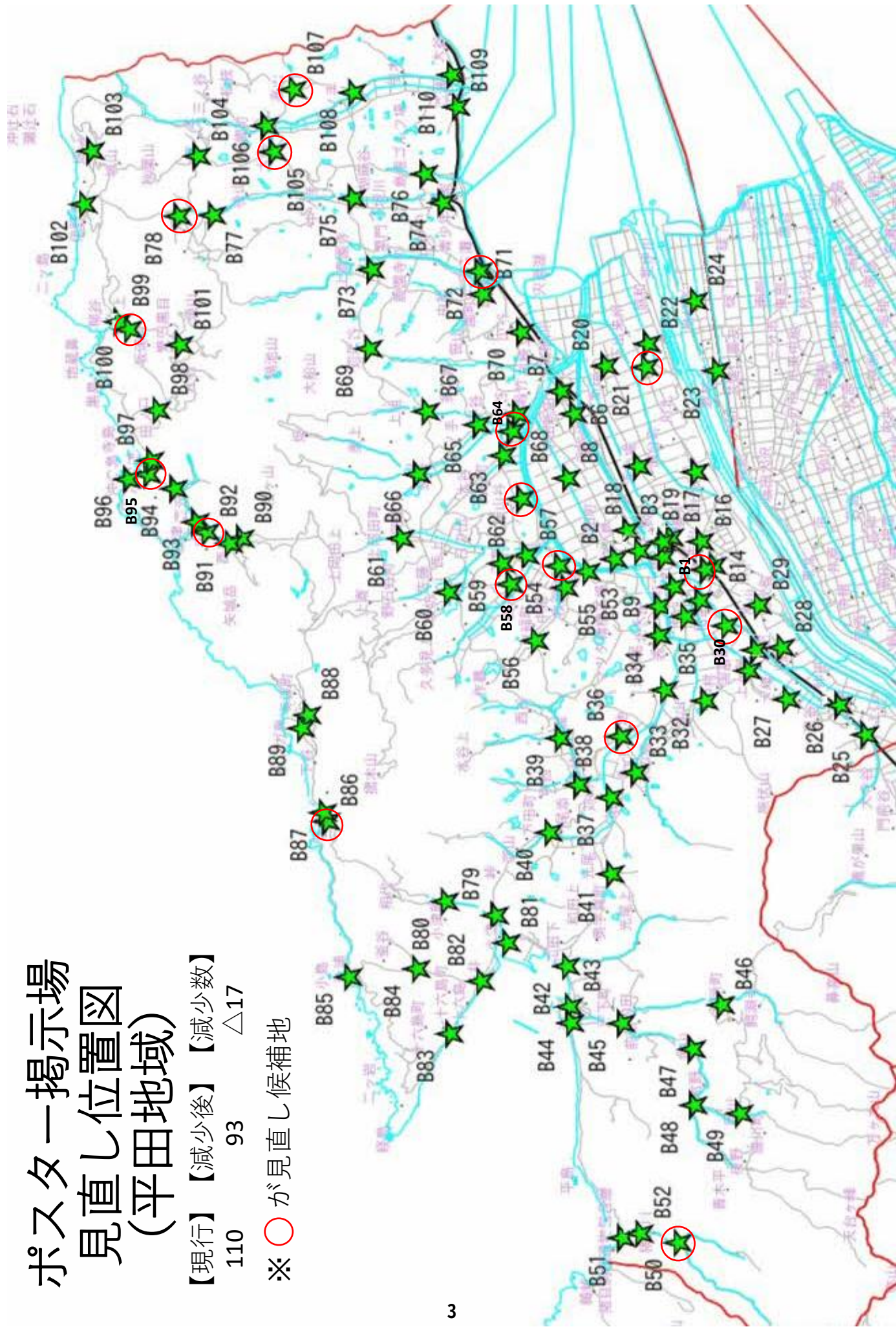


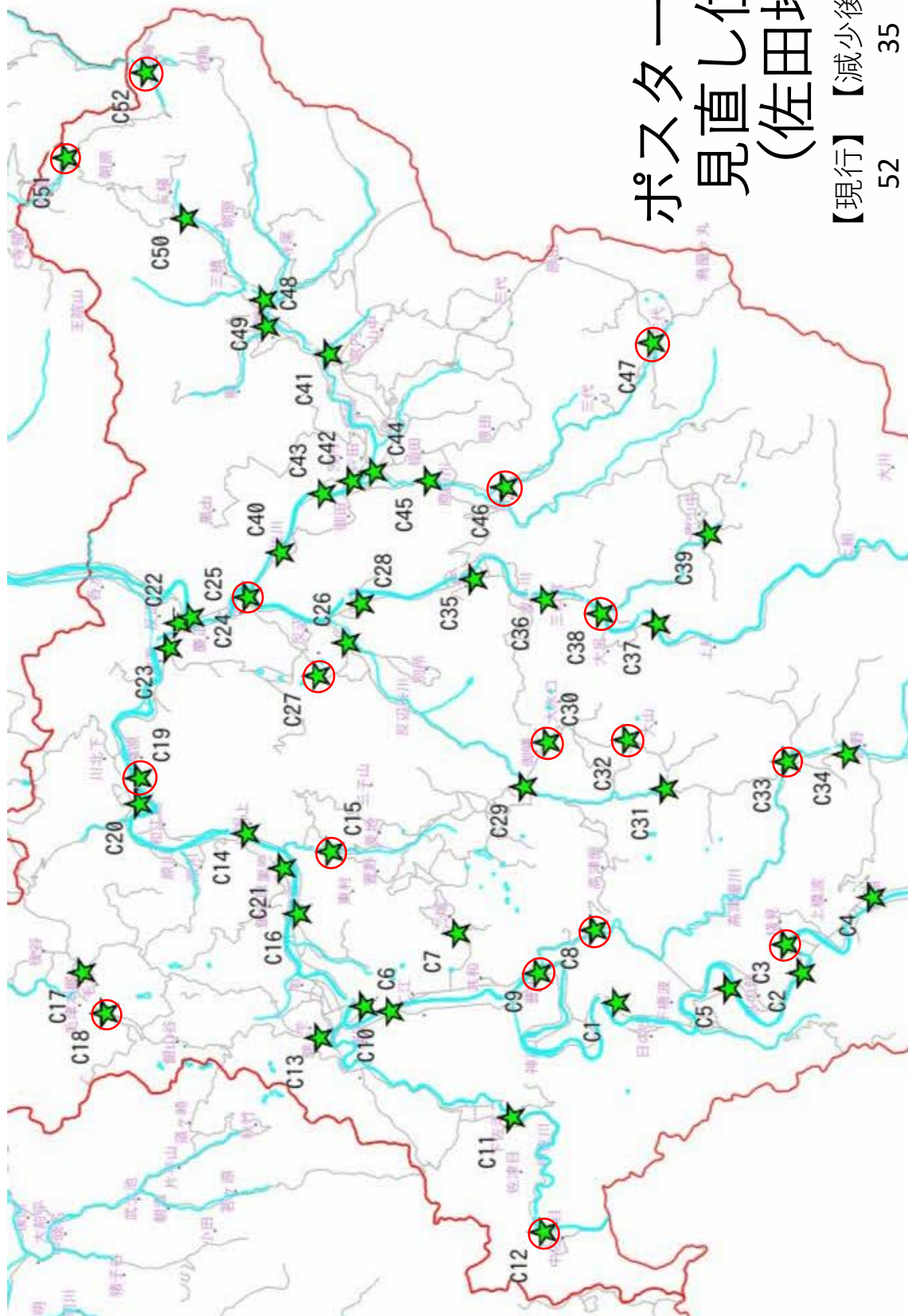
ポスター一掲示場 見直し位置図 (平田地域)

【現行】【減少後】【減少数】

110 93 △17

※ ○ が見直し候補地





ポスタ一揭示場 見直し位置図 (佐田地域)

【現行】【減少後】【減少数】
52 35 △17

※○が見直し候補地

ポスター一掲示場 見直し位置図 (多伎地域)

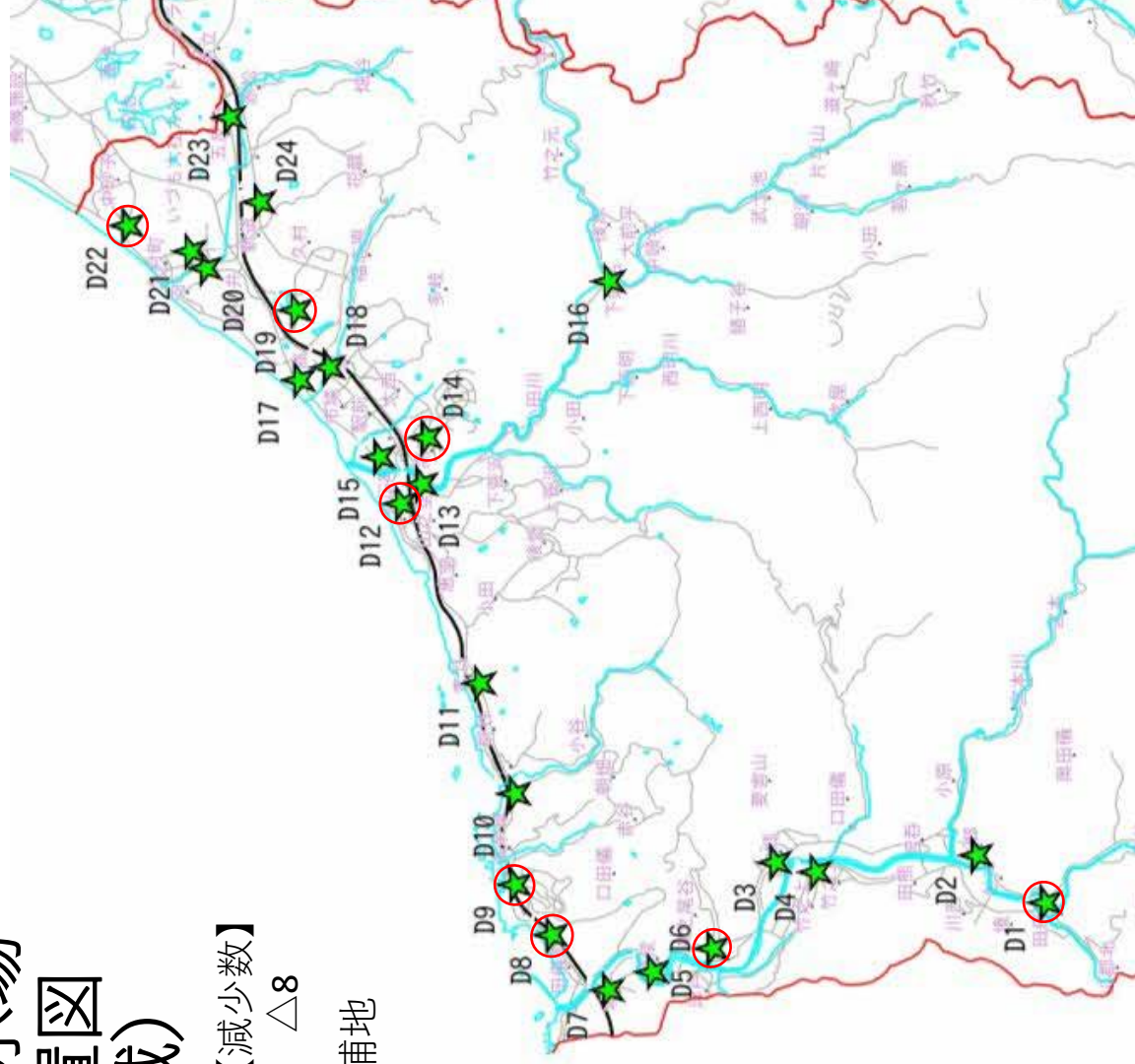
【現行】 【減少後】 【減少数】

24

16

△8

※○が見直し候補地



ポスター掲示場 見直し位置図 (湖陵地域)

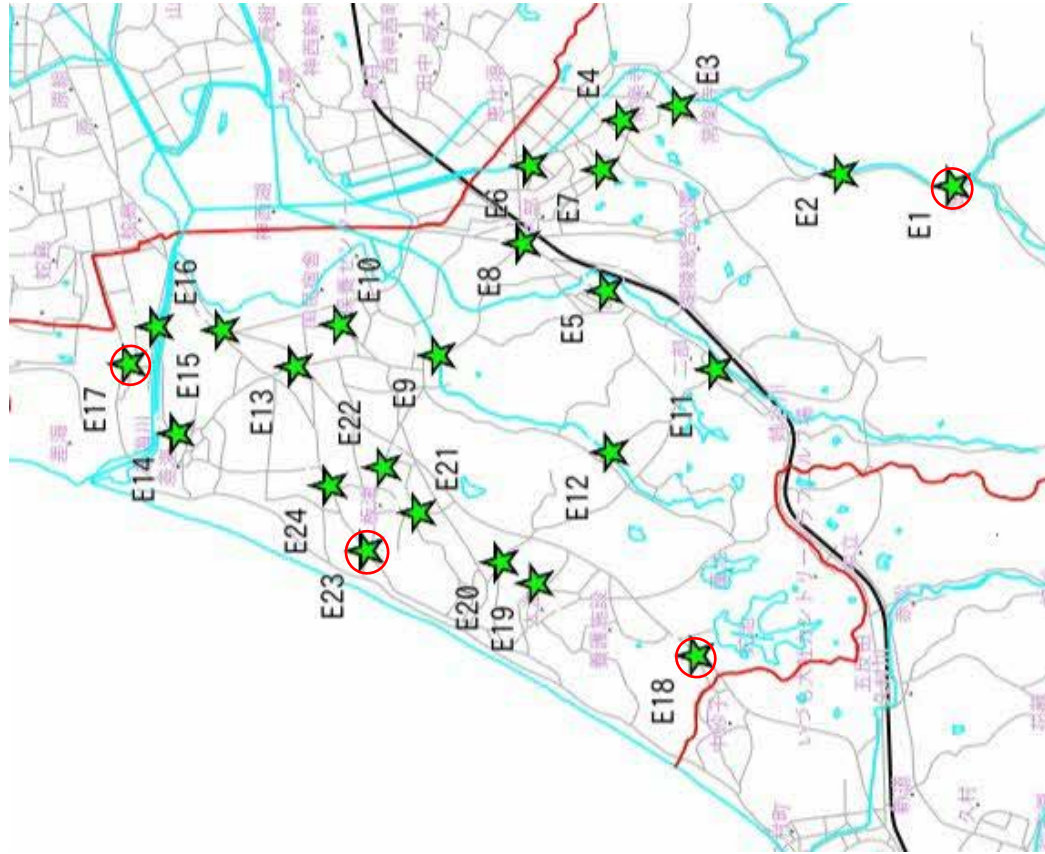
【現行】【減少後】【減少数】

24

20

△4

※○が見直し候補地

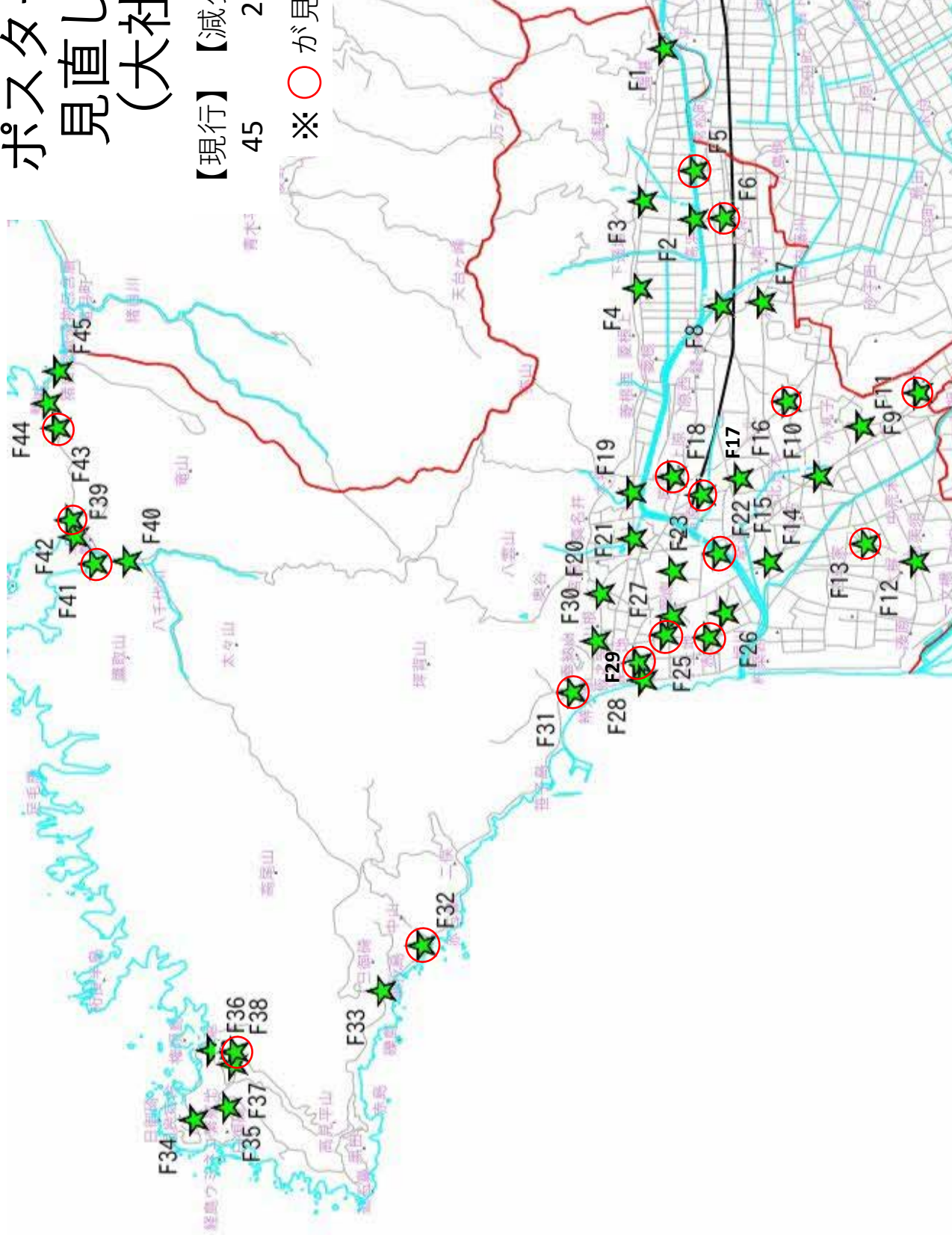


ポスター一掲示場 見直し位置図 (大社地域)

【現行】 【減少後】 【減少数】

45 28 △17

※ ○ が見直し候補地



ポスタ一揭示場 見直し位置図 (斐川地域)

【現行】 【減少後】 【減少数】

64 46 △18

※ ○ が見直し候補地

